号外第二十二号

平成十四年

金

企 業 局

目 次

企 局

人事委員会

に保

|関する規則| |健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理

六

職員の任用に関する規則の	整備に関する規則公益法人等への山梨県職員の
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則ー	整備に関する規則・公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の施行に伴う関係規則の
	関係規則のハ

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
兀	\equiv	=

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則一五	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則ー
-------------------------------	-------------------------------------	----------------------------	-------------------------	-------------------------

関係規則の整備に関する規則・地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う・地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う・

に関する規則の一部を改正する規則 、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査請求 の 他

山梨県議会会議規則の	
一部を改正する規則	

Щ

梨 県

公

報

号

外

第二十二号

平成十四年三月二十九日

日

曜

三月二十九日

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成十四年三月二十九日 山梨県公営企業管理者 富 田

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程

重

利

山梨県企業局組織規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号)

うに改正する。 の一部を次のよ

後段として次のように加える。 第五条第五項及び同条第七項中「工事検査監、 検査管理監、」を削り、 同条第九項に

に協議しなければならない。 この場合において、グループに複数のリーダーを置くときは、あらかじめ企業局長

第五条中第十項を第十一項とし、 第九項の次に次の一項を加える

しなければならない。 したリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ企業局長に協議 局本庁の課長は、必要に応じ、課に主幹、副主幹、主査又は副主査のうちから選任

第六条第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 協議しなければならない。 選任したリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ企業局長に 事業所の所長は、必要に応じ、事業所に主幹、副主幹、主査又は副主査のうちから

次の三号を加える。 七号までを一号ずつ繰り上げ、同表電気課の項中第八号を第十一号とし、第七号の次に 別表第一総務課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十

電気事業の安全管理検査等に関すること。

電気事業の建設工事等の技術指導に関すること

電気事業の設計積算及び施工管理の基準に関すること。

この規程は、 平成十四年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

六

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

Щ 梨 県 公 報 号 外 第二十二号 平成十四年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 富 田 重 利

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 山梨県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号)の

別表第三職の欄中「工事検査監」及び「検査管理監」を削る。

別表第四中 六八四中巨摩郡芦安村芦倉一 六八四中巨摩郡芦安村芦倉一 五〇六の二九六 南都留郡山中湖村平野 小樺えん堤操作室 所山中湖荘 山梨県企業局職員保養 野呂川えん堤操作室 三級地 を削る。

中巨摩郡芦安村芦倉一 野呂川えん堤操作室 小樺えん堤操作室 六級地 を削る。

附 則

別表第六中

六八四

この規程は、 平成十四年四月一日から施行する

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業局職員の安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 富

利

田 重

山梨県企業局職員の安全衛生管理規程の一部を改正する規程

の一部を次のように改正する。 山梨県企業局職員の安全衛生管理規程 (昭和五十四年山梨県企業局管理規程第七号)

のうちから所属長が選任した者を」に改める。 第五条第二項中「局本庁及び事業所の庶務を担当するリーダーを」を「当該課又は所

この規程は、 公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成十四年三月二十九日

> 山梨県公営企業管理者 富

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

利

田 重

のように改正する。 山梨県企業局財務規程(昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号)の一部を次

別表「電気事業会計勘定科目表」の「4固定負債」 中「 修繕準備引当金 _ を

渴水準備引当金 修繕準備引当金 に改め、 同表「電気事業関係勘定科目表」の「収益」 中 東京電

を 渴水準備引当金 取崩し (又は渇水準備 引当金 (△)) 東京電力 (株) に改める。

t

(株

附 則

_

この規程は、 公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県営丘の公園管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 富

 \blacksquare 重 利

山梨県営丘の公園管理規程の一部を改正する規程

のように改正する。 山梨県営丘の公園管理規程(昭和六十一年山梨県企業局管理規程第七号)の一部を次

別表第二を次のように改める。

別表第二(第三条関係)

超 設		利用	区令	`) 掛 辺	俐	色
		月二十六日まで四月一日から四	PAT .	П	キャディーや		10′	11408
		日から十一月三及び十一月十八日		111	ングな		≺′	1 4 0 8
		十日まで 目 かな十一月 III	++	橊	キャディー付		1 焆 ′	九三〇田
					ノイオ		1 111 1	< 111 O E
			ш.	圈	キャディー付		187	< < 0 E
			*	ш	ファチ		1 11	# < O E
		ら七月十九日ま四月二十七日か	124	ш	キャディーや		1 1117	K O E
		日から十月二十で及び八月十七			カイレ		111	H I O E
		О ш ж ъ	++	陞	キャアィー白		14,	十HE
					ノシャ		1 4 ,	O T H E
			ш.	圈	キャアィー在		1 < ^	111141
	1 1		*	ш	カテレ		1 1< -	O 11 H E
		八月十六日まで七月二十日から	 	ш	キャアィー在		1 # 1	四九〇m
ゴルフ場				カイン		1 1117	III R O E	
			+	圏	キャディー中	1	110	10回4
					カラン		1 < .	KEOE
			ш.	盟	キャディー ひ		1 4,	大元〇E
			*	Ш	カイレ		1 + ,	五九OE
		サーエナカロサーニナーログ	1 4	ш	キャアィーウ		1111	
		#4 %			カイレ		101	080
			 - -	中	キャディー在		1 4,	< 1 O E
					カイレ	ļ ' `	1 用 ′	# 1 O E
			ш.	醠	キャディー在		1 1< 1	1 O Y C
			*	ш	カテレ		1日′	K K O E
		一月十三日まで十二月一日から		ш	カラン		H ′	11110
		1 1 1- 11 11 11 11 11	休日土	日曜曜	カラン	\	٦,	閏110 E

'~ \ m	入 、 場	<u>*</u>		!		HIOE
習場コルフ練	₩ <i>-</i>	ź			(田十年)	用二年氏
	人ヶ岳	n — 1	袋		1 12 4	I 、 〇 H 〇 E
パターゴ	К	一	生以下		ソゲ	用二年氏
ガレ場	富士口,	- K	簽		- ř	1' 11KOE
		一	生以下		ソァ	KNOE
	一月十まで及	三日まで並び)に三 から午らから 一時ま	後四時まで)で又は午後一時十前九時から午後		川、一用〇田
	日まで月まで	目から三月三			1 恒	1′11KOE
 	まで及		7 分十 一 時 ま	後五時まで)で又は午後一時午前九時から午後	一	H、二H〇E
			一些問		! 恒	1、五十五日
	日まで七月一日から八月三十		1	後七時まで)3で又は午後一時午前九時から午後	恒	4、三年〇日
			一世區		〕橿	11、110月日
7 % + -	1			、日から八月三十一日ま		11.1.0 [
ハウス	ツャロ・		r			11 1 O E
	日田コーナ		小学生以下 三時間利用 一般		1 1	1、 4 O O E
	十月 	1			< H O E	
			用二時間観みのみ利	袋	1 <	田〇年六
						E 0 0 E
		1	: 三三三時間利用			1、
		+ 日まで				< H O E
温泉施設入	設 十 十 中 </td <td>用二時間温泉のみ利</td> <td> </td> <td></td> <td>田〇田十</td>	用二時間温泉のみ利			田〇田十	
			小学生以下		E 00E	
		一回利用十九時以降		 	< B O E	
				小学生以下		BIIOE
		ら四月二十四月一日か	一日利用			1、HOOE
		日午日王八日まり又及るまロス		小学生以下	,	T H O E
		から七月十	温泉のみ利	 		七五〇円

Ŧ		
	7	=
	L	_

	でニナー日までもなら三月用	小学生以下	1 ~	EOOE
	まで及び九月一日から十四月一日から七月十九日	アントサイト	一区画	五、二五〇円
	一月三十日まで並びに三	製製	一区画	1、0年0円
	日まで月二十日から三月三十一	ケガン	4 体	10, HOOE
		アントサイト	一区画	五、七十五円
		電源	一区画	一、〇年〇円
* *		ケガン		一一、五年〇円
幸・インプ	日まで月二十日から三月三十一十一月三十日まで及び三まで並びに九月一日から四月一日から七月十九日	11・ナナント	凶阃	II' 100E
	日まで及び三月二十日か四月一日から十一月三十	ツャレー	- 一回	1100E
	ら三月三十一日まで	コイン洗濯機	1 💷	1100E
		ロイン乾燥機	1 🗉	1000

摇 机

- 1.休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条
- グリーンフィ、諸経費、利用稅、乗用カート使用料、消費稅の合計をいう。る)、諸経費、利用稅、昼食代、消費稅の合計をいう。ただし、十二月、一月は、2 ゴルフ場の利用料金は、グリーンフィ、キャディーフィ、(キャディー付に限に規定する休日をいう。
- - l キャディー付 | 人 | ラウンドにつき大三〇円
- 二 セ ル フ 一人一ラウンドにつき一、〇五〇円
- た場合は、ゴルフ場の当該グリーンフィを二割引とする。4 次に掲げる者がゴルフ場を利用する場合において、当該を証する書類を提示し
 - 体障害者のゴルフ場の利用一身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身
- は、別に定める。に掲げる額を加算した額とする。ただし、超過時間を含めた利用額の徴収限度額に掲げる額を加算した額とする。ただし、超過時間を含めた利用額の徴収限度に法に問め超過した場合における当該利用者の入場料の額は、当該入場料の額に汰ら 温泉施設を二時間又は三時間を単位として利用する場合において、二時間又は
 - 一温泉施設利用
 - 一 総 一時間につき五〇〇円
 - 小学生以下 一時間につき二五〇円
 - 二 温泉のみ利用
 - 一般 一時間につき三〇〇円
 - 小学生以下 一時間につき一五〇円
- 時から午後四時までとする。6 オートキャンプ場をデイキャンプ利用する場合においての利用時間は、午前十
- て 土曜日と休日が重なった場合は、休日の利用料金を適用する。

附 則

この規程は、 平成十四年四月一日から施行する

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県営まきばレストラン管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 富 田

重

利

山梨県営まきばレストラン管理規程の一部を改正する規程

を次のように改正する。 山梨県営まきばレストラン管理規程 (平成六年山梨県企業局管理規程第八号) の 部

月七日」に、「九月一日」を「九月二日」に改め、 を「四月二十七日」に、「五月五日」を「五月六日」に、「八月三十一日」を「九月 日」に改める。 第二条第一項第一号中「四月二十八日」 を「四月二十六日」に、「五月六日」 同条同項第二号中「四月二十九日」 を「 五

則

この規程は、 平成十四年四月一日から施行する

山梨県企業局訓令甲第一号

局 本

所 庁

山梨県企業職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成十四年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 富 田

重

利

める。

山梨県企業職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県企業職員の駐在に関する規程(昭和五十六年山梨県企業局訓令甲第一号) の

部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第二条関係)

管理事務所 早川水系発電	所属機関
び操作業務早川水系取水口監視及	駐在処理事務
田南巨摩郡早川町奈良	駐在場所

附 則

> この訓令は、 平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第八号

保健婦助産婦看護婦法の一 部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規

則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

員 長 松

晃

る規則 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関す

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第一条 を次のように改正する。 職員の任用に関する規則 (昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)

の

部

別表第六第一号の表中

准看護婦士・ 婦・看護婦士・ は土・ は土・ は上・ は上・ は一

護婦士・准看護婦士の免許第二百三号)による保健婦保健婦助産婦看護婦法(昭 (±和 ・ 助産 産 帰年

·法 看律

を

護師護師・始

准產 看師 師・准看護師の免許第二百三号)による保健師保健師助産師看護師法(昭)

和 助

即産師・看護二十三年法律

に改

別表第八中「看護婦士」を「看護師」 Ľ 准看護婦 (土) を「准看護師」 に改める。

山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

の一部を次のように改正する。 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)

を「助産師」 別表第一医療職給料表[の項中「保健婦及び保健士」を「保健師」に、「助産婦」 に、「看護婦、 看護士、 准看護婦及び准看護士」 を「看護師及び准看護

別表第二第四号の表を次のように改める

師」に改める

医療職給料表三級別標準職務表

職務の級

準

的

な

職

務

六

山 梨 県 公 報 号 外 第二十二号 平成十四年三月二十九日

六 七 五 兀 Ξ 級 級 級 級 級 級 級 困難な業務を処理する看護部長の職務 6 5 4 3 2 1 5 4 3 2 1 准看 3 2 1 3 2 1 3 2 1 特に困難な業務を行う保健師の職務保健所の課長の職務特に困難な業務を行う主任看護師の職務困難な業務を処理する副看護師長の職務相当困難な業務を処理する高護師長の職務主任看護師長の職務 特に困難な業務を行う主任准看護困難な業務を行う保健師の職務困難な業務を行う主任看護師の職相当困難な業務を処理する副看護看護師長の職務 特特看 にに護 困困部 困難な業務を行う主任准看に困難な業務を行う看護師の 護師 |難な業務を行う准看護| |健師の職務 |護師の職務 の 四難な業務を処理四難な業務を処理の長、総看護師に 職 務 (理する保健所の課長の話長の話長、副看護部長又は副話長、副看護部長又は副話 師 護師職師の務 の職務 の職職務 護師の職務 職護 勝師長の歌 蓩 務務職 務 職務 職職総 務務看 護師長の 職

別表第三第四号の表中

准看護婦 は 大 卒 を 保健婦 大 学 卒 を

に改め、同表の備考第一項を削り、同表の備考第二

項

中「

准

護師養成

所卒

大|学

후 후

成所を含む。 産師看護師法」 護婦養成所卒」 、昭和1 る法律 (平成十三年法律第百五十三号) による改正前の保健婦助産婦看護婦法 十三年 法律第一 を加え、 に改め、「学校又は養成所」 をっ 准看護師養成所卒」 |百三号) 同項を同 第 :表の備考第 \pm に、「保健婦助産婦看護婦法」 |条第一号又は第| の下に「(保健婦助産婦看護婦法の一部を 項とし、 表の備考第 一号に規定する学校又は養 項 を「 中 保健 保健婦

同項を同表の備考第二項とする。及び助産婦」を「保健師及び助産師」に、「看護婦免許」を「看護師免許」に改め、

師学校」 学校」 校」を「保健師学校」 助産師学校」 別表第四中「保健婦助産婦看護婦法」 Ľ Ĺ 准看護婦養成所」 看護婦養成所」 に、「助産婦養成所」 に、「保健婦養成所」を「保健師養成所」 を「 を「 准看護師養成所」 看護師養成所」 を「助産師養成所」 を「 保健師助産師看護師 に に改める 准看護婦学校」 に、「看護婦学校」 に 法 助産婦学校」 ľ を「 保健婦 を「看護 准看護師 を

別表第四に備考として次のように加える。

備考

れぞれ保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百五十三号) 保健婦学校、 による改正前の保健婦助産婦看護婦法 看護師学校」、「 この表の「 准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。 保健婦養成所、 保健師学校」、「 看護師養成所」、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」 助産婦学校、 保健師養成所」、「 (昭和二十三年法律第二百三号) 助産婦養成所、 助産師学校」、「助産師養成所 看護婦学校、 に規定する 看護婦養成 Ιţ そ

		表 中			7
准看護婦	看	看	助	保	
婦 准看護士	護	護	産	健	
護士	士	婦	婦	婦	
准看	短	短	短	大	
護婦	大	大	大	学	
護婦養成所	=	Ξ	Ξ	7	
所卒	卒	卒	卒	卒	
L		を			_

看護

准

看

保健

助

産

別表第七第四号の

	護師	Ėi	ħ	師	師
	准看	短	短	短	大
	護師	大	大	大	学
	養成	=	≡	Ξ	
	所卒	卒	卒	卒	卒
_					

に改め、同表の備考第一項中「「保健婦」、「看護婦」

考第二項」 産婦看護婦法」を 及び「准看護婦」 それぞれ」及び「及び第二項」 に改め、 並びに「准看護婦養成所卒」」 同表の備考第三項中「准看護婦」を「准看護師」 保健師助産師看護師法」 を削り、 同表の備考第二項中「 ľ を「「 保健婦、 准看護師養成所卒」」 助産婦又は看護婦」 備考第三項」 に、「保健婦 に改め、 を 「 備 を 助

八

助産師又は看護師」に改める

「看護師及び准看護師」に改める。 院の項 准看護師」に改め、同表北病院の項中「看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を 護師」に改め、同項 師」に改め、同項 び准看護師」に改め、同表育精福祉センターの項中「看護婦、看護士、准看護婦、 の医療福祉センターの項中「看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「看護師及 別表第十児童相談所一時保護課の項中「看護婦」を「看護師」に改め、同表あけぼ 及び(中「看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「看護師及び准看護 保健婦及び保健士」を「看護師、准看護師及び保健師」に改め、同表中央病 中「看護婦、看護士、准看護婦、准看護士」を「看護師及び准看 中「看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「看護師及び 准

総看護婦長 を

別表第十三知事の事務部局の部あけぼの医療福祉センター の項中 総看護長

副総看護婦長

「総看護婦長 「総看護師長」 ľĆ を「総看護師長」に、 副総看護長 を「副総看護師長」 副総看護婦長 を「副総看護師長」に改める。 に改め、 同部北病院の項中

副総看護長

第三条 特殊勤務手当に関する規則 (昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号) (特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第二十五条の二中「看護婦」を「看護師」に改める。

の一部を次のように改正する。

総看護長

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第四条 委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。 山梨県職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事

護師等」に改める。 第六条第一項第三号二中「看護婦長等」を「看護師長等」に、「看護婦等」を「看

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

の一部を次のように改正する。 第五条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号)

北病院 総看護長 」を「 北病院 薬局長 薬局長 あけぼの医療福祉センター 総看護師長 あけぼの医療福祉センター 総看護婦長 副総看護師長 総看護長 総看護婦長 総看護長 」に改める。 副総看護婦長 総看護師長 副総看護長」を「 副総看護師長 副総看護婦長 _ ĺĆ 副

この規則は、 公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

る規則を次のように定める。 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関す

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に

(職員の任用に関する規則の一部改正) 関する規則

第一条 職員の任用に関する規則 (昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の を次のように改正する。 部

若しくは疾病」に改める。 五十号)第十条第一項の規定により採用された職員の特定法人における業務上の負傷 病又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成十二年法律第 え、「 派遣先の業務上の負傷又は疾病」を「派遣先における業務上の負傷若しくは疾 職員の派遣等に関する条例 (平成十三年山梨県条例第四十三号) 第二条第一項」を加 第十五条第一項第一号中「第二条第一項」の下に「若しくは公益法人等への山梨県

人事記録に関する規則の一部改正)

第二条 次のように改正する。 人事記録に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号)の一部を

職員」に改め、同表52の項の次に次のように加える。 外国派遣又は公益法人等派遣」に、「、再び」を「再び」に、「部内職員」を「、 る任命権者の要請に応じて退職する場合」を加え、同表40の項中「又は外国派遣」を「、 法律 (平成十二年法律第五十号) 第十条に基づき特定法人の業務に従事するよう求め 項中「退く場合」の下に「、公益法人等への一般職等の地方公務員の派遣等に関する の項中「外国派遣中の職員」の下に「、公益法人等派遣中の職員」を加え、同表26の 別表第一17から19までの項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同表25 部内

53 公益法人等派遣
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第

公益法人等派遣延長 公益法人等派遣の期間を延長する場合をいう。

山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

山梨県職員の給与に関する規則 (昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)

の一部を次のように改正する。

に次の一号を加える。 第二十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、第七号を第八号とし、第六号の次

七 公益法人等派遣職員 第一号及び第二号

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。第四条 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八

条第一項の規定により採用された職員の特定法人の業務」を加える。人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十れた職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)」を、「業務」の下に「及び公益法に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定により派遣さに改め、同条第五号中「派遣職員」の下に「又は公益法人等への山梨県職員の派遣等第二十三条中「に掲げる場合の一に該当するとき」を「のいずれかに該当する場合」

七 公益法人等派遣職員 第一号及び第二号

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。第五条 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九

条第一項の規定により採用された職員の特定法人の業務」を加える。 人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十れた職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)」を、「業務」の下に「及び公益法に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定により派遣等に改め、同条第五号中「派遣職員」の下に「又は公益法人等への山梨県職員の派遣等第二十二条中「に掲げる場合の一に該当するとき」を「のいずれかに該当する場合」

1改める。 第二十二条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、第四号及び第五号を次のよう

四 育児休業をしている職員 第一号及び第二号

五 派遣職員 第一号及び第二号

第二十二条の二中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 公益法人等派遣職員 第一号及び第二号

(住居手当に関する規則の一部改正)

め、同条第二項中「同号」を「同項第三号」に改める。 法律第五十号)第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該採用」に改当該復帰又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年十三号)第二条第一項の規定により派遣された職員で職務に復帰した職員にあつては適用、公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四第四条の三第一項中「同項第二号」を「同項第三号」に、「、当該適用」を「当該

(通勤手当に関する規則の一部改正)

部を次のように改正する。 第七条 通勤手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号)の一

条に次の各号を加える。 「配偶者(配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三え、「配偶者(配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三え、「配偶者(配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三え、「配偶者(配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三え、「配偶者(配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三年十五条中「第十六条第四項の」の下に「それぞれ同条第三項の規定による」を加

程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を終業道等でその利用が第十一条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当身線鉄道等でその利用が第十一条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当ら、第十条第一項の規定により採用された職員のうち、職員給与条例第十五条第一項第一号及び第三号、学校職員給与条例第十四条第一項第一号及び第三号並びに警察職員給与条例第十六条第一項第一号及び第三号並びに警察職員給与条例第十六条第一項第一号及び第三号並びに警察職員給与条例第十六条第一項第一号及び第三号並び上三等。第二条第一項の規定により派遣等に関する条例(平成十二年法律第五十二号)第二条第一項の規定により派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四一公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四

るものに限る。) もものに限る。) もものに限る。) はいば通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められたととなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しな
はいる場合には当該復帰又は採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要する
はなることを常例とするもの (当該復帰又は採用の直前の勤務地と所在する地負担することを常例とするもの (当該復帰又は採用の直前の勤務地と所在する地

とするもの とするもの とするもの とするもの とするもの とするもの といいられるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例が第十一条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであないこととなつた職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用十一日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給され 二 配偶者 (配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

次のように改正する。第八条 単身赴任手当に関する規則(平成二年山梨県人事委員会規則第一号)の一部を

える。
「現の学者のでは、
「現のでは、
「現のでは、
のでは、
に、
に、
のでは、
のでは、

一 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四 という。)に伴 という。)第十条第一項の規定により採用されたこと(以下「復帰等」という。)に伴 という。)第二条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰したこと又は公 ると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 という。)に伴 という (以下「復帰等」という。)に伴 という (以下「復帰等」という。)に伴 といる (以下「復帰等」という。)に伴 といる (以下「復帰等」といる (本の十三年山梨県条例第四 といる (本の十三年山梨県条例第四 といる (本の十三年山梨県条列第四 といる (本の十三年山) (本の十三年)) (本の十三年) (本の十年) (本の十三年) (本の十三年) (本の十年) (本の十年

(寒冷地手当支給規則の一部改正)

のように改正する。 第九条 寒冷地手当支給規則 (昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次

第一条第三項に次の一号を加える。

いない職員 十三号)第二条第一項の規定により派遣された職員のうち、給与の支給を受けて九 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

フードにくつこうこ女に下ふ。 十条 特殊勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号)

第二十条第一項中「従事するもの及び畜産課に所属し、八ヶ岳牧場においてこれらの一部を次のように改正する。

の業務に従事する」を「従事した」に改める。

第七条第二項及び第三項」を加える。
第七条第二項及び第三項」を加える。
第七条第二項及び第三項」の下に「又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)により採用された職員の特定法人の業務上の負傷若しくは疾病」に改め、「第二条第の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第一項の規定派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定により派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定により派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定により第二十三条第二項中「派遣された職員」の下に「又は公益法人等への山梨県職員の第三十三条第二項中「派遣された職員」の下に「又は公益法人等への山梨県職員の

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

の一部を次のように改正する。 第十一条 特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号)

同項に次の各号を加える。 動することとなつたことに伴つて住居を移転したもの」を「次に掲げる職員」に改め、 勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの」を「次に掲げる職員」に改め、 下「指定日」という。) 前三年以内に職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた 下に在勤する職員でその特地公署等又は準特地公署等に該当することとなつた日 (以 第五条第二項中「新たに特地公署等又は準特地公署等に該当することとなつた公署

- 在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものれ、特地公署等又は準特地公署等に在勤することとなつた職員で、当該公署等に五十号。以下「公益法人等派遣法」という。) 第十条第一項の規定により採用さ公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成十二年法律第
- 等派遣法第十条第一項の規定により採用され、当該公署等に在勤することとなつ―から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益法人日」という。) 前三年以内に、職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者職員でその特地公署等又は準特地公署等に該当することとなつた日(以下「指定――新たに特地公署等又は準特地公署等に該当することとなつた公署等に在勤する――新たに特地公署等又は準特地公署等に該当することとなつた公署等に在勤する――

たことに伴つて住居を移転したもの

た日」を加える。こととなつた日」の下に「又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用されより採用された日」を加え、同項第三号中「前項」を「前項第二号」に改め、「受るを、「受けることとなつた日」の下に「又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定に第五条第三項第一号中「移転した職員」の下に「又は前項第一号に規定する職員」

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

二十二号)の一部を次のように改正する。 第十二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第

第一条第三号を次のように改める。

員をいう。) 三 停職者 (法第二十九条第一項から第三項までの規定により停職にされている職

第一条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

をいう。) (以下「公益法人等派遣職員」という。) のうち、給与の支給を受けていない職員(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定により派遣された職員十 公益法人等無給派遣職員(公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例

第二条第三号中八を二とし、口の次に次のように加える。

者(以下「退職派遣者」という。)五十号。以下「公益法人等派遣法」という。) 第十条第二項に規定する退職派遣ハ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成十二年法律第八

に次の一号を加える。(第六号」を「第六号」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次(第六条第一項中「第五号」を「第六号」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次)

六 退職派遣者

第七条第五号中「第一条第十号」を「第一条第十一号」に改め、同号を同条第六号

とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 公益法人等派遣職員

傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病」を加える。公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された職員の特定法人の業務上の負い、「又は公益法人等派遣職員」を、「通勤による負傷若しくは疾病」の下に「及び保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項及び第三項」を、「派遣職員」の保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項及び第三項」の下に「又は労働者災害補償第十一条第二項第五号中「第二条第二項及び第三項」の下に「又は労働者災害補償

第十二条第一項中「六箇月以内)」の下に「の期間」を加える。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

Щ

梨

県

公報号外

第二十二号

平成十四年三月二十九日

HKK景会見則角可引うの一部を欠りようこ女Eする。-|三条||山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人|

事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。た者であつて引き続き当該年に国家公務員等になり引き続き再び職員となつたもの」第二号とし、第六号を第三号とし、同条第三項中「当該年の前年において職員であつ第十条の二第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を

- 項に規定する派遣職員であつた者であつて当該年に職務に復帰したもの律 (平成十二年法律第五十号。以下「公益法人等派遣法」という。)第三条第二当該年の前年において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法
- 在職していた者であつて当該年に同項の規定により職員として採用されたもの二 当該年の前年において公益法人等派遣法第十条第一項の規定により特定法人に
- となり引き続き再び職員となつたもの三の当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に国家公務員等
- 条第二項に規定する派遣職員となり再び職務に復帰したもの四(当該年の前年において職員であつた者であつて当該年に公益法人等派遣法第三四)当該年の前年において職員であった者であって当該年に公益法人等派遣法第三
- 用されたもの 条第二項に規定する退職派遣者となり同条第一項の規定により再び職員として採五 当該年の前年において職員であつた者であつて当該年に公益法人等派遣法第十

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

規則第四号)の一部を次のように改正する。第十四条(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会

を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。た者であつて引き続き当該年に国家公務員等になり引き続き再び職員となつたもの」第二号とし、第六号を第三号とし、同条第三項中「当該年の前年において職員であつ第九条の二第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第5号を

- 項に規定する派遣職員であつた者であつて当該年に職務に復帰したもの律 (平成十二年法律第五十号。以下「公益法人等派遣法」という。) 第3条第二一 当該年の前年において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法
- 在職していた者であつて当該年に同項の規定により職員として採用されたもの二 当該年の前年において公益法人等派遣法第十条第一項の規定により特定法人に
- 条第二項に規定する派遣職員となり再び職務に復帰したもの四、当該年の前年において職員であつた者であつて当該年に公益法人等派遣法第三四、当該年の前年において職員であった者であって当該年に公益法人等派遣法第三

五 用されたもの 条第二項に規定する退職派遣者となり同条第一項の規定により再び職員として採 当該年の前年において職員であつた者であつて当該年に公益法人等派遣法第十

の改正規定は、 この規則は、 平成十四年三月三十一日から施行する。 平成十四年四月一日から施行する。 ただし、 第 |条中別表第|の26の項

山梨県人事委員会規則第十号

職員の任用に関する規則の 平成十四年三月二十九日 部を改正する規則を次のように定める。

山梨県人事委員会

員長 村 松

晃

ように改正する。 職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次の

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

第七条に次のただし書を加える。

ただし、 人事委員会は、特に必要と認めるときは、 別に受験資格を定める。

この規則は、 平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十一号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

員 長 村 松

晃

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号) の 部

福祉センターの項中「寮母」を「介護職員」に、「及び福祉指導幹」を「、児童指導幹 及び成人指導幹」に改め、 放射線診断科及び放射線治療科」を「放射線科」に改め、 別表第二第一号の表十一級の項第二号中「局長」の下に「、県民室長」を加える。 別表第十あけぼの医療福祉センターの項中「寮母」を「介護職員」に改め、同表育精 同表中央病院の項 中「者」を「職員」に改め、同項 同表勤務箇所の欄中「 動物 中

管理指導センター」

を「動物愛護指導センター」に改める。

別表第十三知事の事務部局の部本庁の項中「総括工事検査監」 を

総括工事検査監」

「IT推進監」を「企画監」 ľ 「廃棄物対策企画監」 を 商工団体指導監」廃棄物対策指導監

まちづくり推進企画監 企 画

監

に

を「

「まちづくり推進企画監」 合併推進監 を 建 築物防災対策監」 「税務システム開発監 文化振興普及監」

文化振興普及監」

اتر

防

災

監

推

進

監.

に

を

監監監 を「 援護指導監」 ľ 「農地調整監 流通企画監. を ľ 道路管理監」 を「 道

下 水道管理監

路監理監」 ľ 建築防災対策監 を「 下水道管理監」 に 同部峡中地域振興局の項中

保健指導幹」 を 保健指導幹 環境保全幹 に改め、 同部峡東地域振興局の項の次に次のように加

える。

	峡北地域振興局								峡南地域振興局
企画振興部の部長	局長	農村整備振興幹森 林 保 全 幹	財務審査監次長(企画振興部	改良普及幹	企画振興部の次長	副部	その他の部の部長	企画振興部の部長	局長
四種	種	七種	種) 七種 (人事委員会が認める者にあつては六	六種	種) 介種 (人事委員会が認める者にあつては五	五種	種) 五種 (人事委員会が認める者にあつては四	四種	種

防

災

監

財務審査監の次長(企画振興部 農森環 改 企画振興部の次長 副 その他の部の部長 展村整備振興 林 妹 保 全 : 良 普 部 及 幹幹幹 幹 툱 種) (人事委員会が認める者にあつては五一六種 (人事委員会が認める者にあつては五 種)
七種(人事委員会が認める者にあつては六 七種 六種 五種 種) 五種 (人事委員会が認める者にあつては四

別表第十三知事の事務部局の部その他の地域振興局の項を削り、 事務局次長 同部あけぼの医療福

祉センターの項中「事務局次長」を 総看護師長」 ĺĆ 「総看護師長 福祉指導幹」 を「福祉指導幹

管理局次長 部

」に改め、同部中央病院の項中「管理局次長」を 看護部長 看護部長」

ける者にあつては五種」を加え、同部総合農業試験場の項中 部長」に改め、 同部環境科学研究所の項中「二種」 の下に「、研究職給料表の適用を受 特別研究員

を

特別研究員 六種 (人事委員会が認める者にあつては五種) に改め、

花き

、「深城・笹子ダム建設事務所」を「深城ダム建設事務所」に改める。 振興幹 七種 を削り、同部中「婦人労働開発センター」を「就業支援センター」に

長」を 別表第十三教育委員会事務局の部本庁の項中「体育振興監」を削り、「県史編さん室 「県史編さん室長 博物館建設室長」 に、「適応指導監」を 「適応指導監 に改め、「体育施設管

体育指導監

理監」を削る。

この規則は、 平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十二号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 松

晃

山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 第二十七条の二第一項第一号中「大学」を「看護大学」に改め、同項第二号中「短期

第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。 学の学生部長及び附属図書館の館長」及び「短期大学部長で」を削り、同項中第六号を 大学部の」を「看護大学短期大学部の」に改め、「及び学生部長並びに大学又は短期大 三 看護大学の研究科長、看護大学及び看護大学短期大学部並びに女子短期大学の学 生部長及び附属図書館の館長の職 百分の十二

	第 六 中	-
	養護学校 るう学校	勤務箇所
	特殊教育に直接従事することを本務 特殊教育に直接従事することを本務 特殊教育に直接従事することを本務 をする実習助手 とする教諭、助教諭及び講師 (に掲げる をする教諭、助教諭及び講師 であり とする教諭、助教諭及び講師がでいた校 とする教諭、助教諭及び講師がでいた校 とする教諭、助教諭及び講師がでいたが、 とする教諭、助教諭及び講師がでいたが、 とする教諭、助教諭及び講師がでいたが、 とする教諭、助教諭及び講師ができる。	職員
	=	調整数
_	を	

別表

		-			
養護学校 ろう学校	看 護 大 学	勤務箇所			
等宿舎指導員 等宿舎指導員 等宿舎指導員 等宿舎指導員 をする実習助手 とする教諭、助教諭及び講師(に掲げる を除く) とする教諭、助教諭及び講師並びに校 とする教諭、助教諭及び講師並びに校 とする教諭、助教諭及び講師並びに校 とする教諭、財教諭及び講師がに校	が調整を必要と認める職員指導に常時従事する助手で人事委員会大学院看護研究科に在籍する学生の大学院看護研究科に在籍する学生のする教授、助教授及び講師大学院看護研究科の授業を常時担当大学院看護研究科の授業を常時担当	職員			
		調			
=	_	整数			
に 改 め る。					

別表第七中□をひとし、△を□とし、 同表に「として次のように加える

Щ

教育職給料表 (-) 1

職務の	の級	調	整	基	本	額	
1	級	9,700円。ただし、2号給7,398円、3号給7,762円、4号給8,226円、5号給8,716円、6号給9,076円、7号給9,427円					
2	級		し、2号給9,5 ,615円、6号		9,742円、4	号給10,170円、5	
3	級	13,000円。ただ	し、1号給11	,722円、2号	給12,325円、	3 号給12,919円	
4	級	14,000円。ただ	し、1号給13	. 252円、 2 号	給13,945円		
5	級	16,700円					

山梨県人事委員会規則第十三号

平成十四年三月二十九日

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

中「大和小学校天目分校

別表第八の四級の項中「神金第二小学校

別表第十中「古関中学校 西八代郡下部町古関」を削る。

東山梨郡大和村木賊」を削る。

塩山市一之瀬高橋」を削り、

同表一級の項

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県人事委員会

委員長 村

晃

松

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 第七条第一項中「婦人労働開発センター」を「就業支援センター」に改める。 特殊勤務手当に関する規則 (昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号)の一部

会が定める日」に改める。 第三十条第一項中「週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日」を「人事委員 第十五条第一項中「深城・笹子ダム建設事務所」を「深城ダム建設事務所」に改める。

この規則は、 平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十四号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 松

晃

特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号)の一部を 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

別表中「 谷村工業高等学校道志分校 南都留郡道志村竹ノ本 」を削る。 次のように改正する。

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十五号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村 松

晃

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。

る職員にあつては百分の十)」を削る。 別表第一医療職給料表 []の項中「(職務の級四級の職員のうち人事委員会が別に定め

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十六号

に定める 山梨県職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のよう

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村

規則第四号)の一部を次のように改正する。 山梨県職員の勤務時間、 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 休日及び休暇に関する規則 (昭和二十八年山梨県人事委員会

親族のうち十六歳以上の者であって」を削る。 第八条の二中「もの」を「者」に改め、「、同項の規定による請求に係る子の同居の

「当該請求」に、「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第三号中「請求を」を 「当該請求を」に改め、同項第四号中「深夜において当該請求に係る子を常態として」 常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「者がいる」を を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において 者に該当する」に改める。 第八条の四第一項第一号中「請求」を「当該請求」に改め、同項第二号中「請求」を

第八条の五中「定めるもの」を「定める者」に改める。

「当該請求」に、「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第三号中「請求を」を第八条の七第一項第一号中「請求」を「当該請求」に改め、同項第二号中「請求」を 「当該請求を」に改め、 求に係る子の親であるものが、」に、「養育」を「当該子を養育」に、「当該子と同居す 同項第四号中「に係る子を」を「をした職員の配偶者で当該請

> る親族」を「もの」に、「者がいる」を「者に該当する」に改める 第八条の八及び第八条の九を削り、 第八条の十を第八条の八とする。

二号」を「第八条の四第一項第四号、第八条の七第一項第四号及び同条第二項第二号」 の」と」を削り、「「介護者を」を「「要介護者 (同条第三項の要介護者をいう。以下同 同号中「養育」とあるのは「介護」と」及び「、第八条の八及び第八条の九中「条例第 求に係る要介護者が」に、「第八条の十一」を「第八条の九」に改め、「及び第四号」、「、 じ。) を」に、「職員の子」を「当該請求をした職員の子」に、「「要介護者が」を「「請 八条の二第二項」とあるのは「条例第八条の二第三項において準用する同条第二項」と」 に改め、「、「子の」とあるのは「要介護者(同条第三項の要介護者をいう。以下同じ。) 第八条の十一中「から第八条の九」を「から第八条の七」に、「第八条の七第二項第 同条を第八条の九とする。

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十七号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

員 長

晃

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則 (昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。

親族のうち十六歳以上の者であって」を削る。 第七条の二中「もの」を「者」に改め、「、 同項の規定による請求に係る子の同居の

「当該請求を」に改め、同項第四号中「深夜において当該請求に係る子を常態として」 「当該請求」に、「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第三号中「請求を」を 常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「者がいる」を を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において 者に該当する」に改める。 第七条の四第一項第一号中「請求」を「当該請求」に改め、同項第二号中「請求」を

第七条の五中「定めるもの」を「定める者」に改める。

当該請求」に、「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第三号中「請求を」を 第七条の七第一項第一号中「請求」を「当該請求」に改め、 同項第二号中「請求」 を

「当該請求を」に改め、同項第四号中「に係る子を」を「をした職員の配偶者で当該請 る親族」を「もの」に、「者がいる」を「者に該当する」に改める。 求に係る子の親であるものが、」に、「養育」を「当該子を養育」に、「当該子と同居す

第七条の八及び第七条の九を削り、 第七条の十を第七条の八とする。

同号中「養育」とあるのは「介護」と」及び「、第七条の八及び第七条の九中「条例第 求に係る要介護者が」に、「第七条の十一」を「第七条の九」に改め、「及び第四号」、「、 じ。) を」に、「職員の子」を「当該請求をした職員の子」に、「「要介護者が」を「「請 を削り、同条を第七条の九とする。 九条の二第二項」とあるのは「条例第九条の二第三項において準用する同条第二項」と」 の」と」を削り、「「介護者を」を「「要介護者 (同条第三項の要介護者をいう。以下同 に改め、「、「子の」とあるのは「要介護者 (同条第三項の要介護者をいう。以下同じ。) |号」を「第七条の四第一項第四号、第七条の七第一項第四号及び同条第二項第二号」 第七条の十一中「から第七条の九」を「から第七条の七」に、「第七条の七第二項第

この規則は、 平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十八号

整備に関する規則を次のように定める。 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村 松

則の整備に関する規則 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規 晃

(山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の育児休業等に関する規則(平成四年山梨県人事委員会規則第三号) の一部を次のように改正する。

第四条の二中「条例第五条の二」を「条例第五条の三」に改める。 第四条第一項第四号中「条例第五条」の下に「第一号」を加える。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第二条 職員の任用に関する規則 (昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部 を次のように改正する。

別表第八に次の一号を加える。

地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百十号) 第六条第一項

の規定に基づき任期を定めて採用される職

(人事記録に関する規則の一部改正)

第三条 人事記録に関する規則 (昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号)の一部を 次のように改正する。

を「並びに」に改める。 期を定めて採用された職員及び臨時的に任用された職員、法第二十二条」に、「及び」 律第百十号。以下「地方公務員育児休業法」という。) 第六条第一項の規定により任 第十条の見出しを「任期付採用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員の特例」に改 同条中「法第二十二条」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法

号)」を「地方公務員育児休業法」に改める。 別表第二の4の項中「地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百十

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十九号

規則の一部を改正する規則を次のように定める。 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長

する規則の一部を改正する規則 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関

規則(昭和四十二年山梨県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。 題名中「公立学校」を「山梨県立学校」に改める。 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する

師(」を「山梨県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(」に改める。 第一条中「第八条」を「第五条」に、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤

第二条中「第八条」を「第五条」に改める。

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

そ **(D)** 他

山梨県議会規則第二号

Щ

平成十四年三月二十九日山梨県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県議会議長 宮島 雅 展

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則

する。 山梨県議会会議規則(昭和三十一年山梨県議会規則第一号)の一部を次のように改正 山梨県議会会議規則(昭和三十一年山梨県議会規則第一号)の一部を次のように改正

目次中「第十五章 補則 (第百二十一条)」を

, 「第十五章 議員の派遣 (第百二十

第十六章 補則 (第百二十二条)

に改める。

条)

第二条中「議員は、」の下に「公務、疾病、出産その他の」を加える。

第三条中「招集地に」を削り、「定め」を「定めたときは」に改める。

又は連絡所)」に改める。((宿所又は連絡所の届出))の規定による届出をしたものにあつては、当該届出の宿所第十三条中「招集地における議員の宿所若しくは連絡所」を「議員の住所 (第三条

第十五章 議員の派遣

(議員の派遣)

定することができる。 ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決第百二十一条 法第百条第十二項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の

その他必要な事項を明らかにしなければならない。2(前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たつては、派遣の目的、場所、期間2)

附則

する。 条中地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百条の改正規定の施行の日から施行条中地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百条の改正規定の施行の日から施行この規則は、地方自治法等の一部を改正する法律 (平成十四年法律第三十号)第一

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号	
番一号 印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番	
	-